

## 小山工業高等専門学校外部評価委員会規程

制 定 平成 16 年 12 月 1 日

最終改正 平成 30 年 3 月 7 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）の運営組織規則第 14 条の規定に基づき、本校の教育研究活動及び学校運営全般の改善に資することを目的として学外有識者による評価を実施するため、小山工業高等専門学校外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置き、委員会に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員若干名を以て組織する。

2 委員会の委員は、本校の教職員以外の者で高等専門学校に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、校長が委嘱する。

3 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

4 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(評価事項)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項を評価する。

一 本校の教育理念及び目標等に関すること。

二 カリキュラムの編成、教育指導及び教授方法のあり方、その他の教育活動に関すること。

三 学生生活及び学校行事のあり方に関すること。

四 学寮生活に関すること。

五 研究活動に関すること。

六 施設設備に関すること。

七 国際交流に関すること。

八 生涯学習及び社会連携に関すること。

九 学校運営に関すること。

十 自己点検・評価体制に関すること。

十一 その他委員会が必要と認める事項

(評価及び報告)

第 4 条 委員会は、資料による調査のほか、ヒアリング、実地調査等により評価を行う。

2 委員会は、評価報告書を作成し公表する。

(事務)

第 5 条 委員会に関する事務は、総務課が行う。

附 則

この規程は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。